

1 生徒指導の意義

消極的な生徒指導と積極的な生徒指導

生徒指導には、消極的な生徒指導と積極的な生徒指導があると、過去四半世紀言われてきた。消極的な生徒指導とは、問題行動等が起こったとき、その対応や事後指導、相談といった生徒指導のことをいい、治療的・対症療法的な生徒指導とも言われるものである。一方、積極的な生徒指導とは、問題行動等の未然防止に向けた予防的な指導や相談、生徒の成長を促す生徒指導のことをいい、開発的・予防的な生徒指導とも言われるものである。例えば、体験活動、ボランティア活動や生徒会活動などの自主活動、交通安全指導や非行防止教室の実施、教育相談体制の充実などがこれにあたる。

今、改めて積極的な生徒指導を

言うまでもなく、生徒指導は、単なる問題行動等への対応という消極的な生徒指導だけにとどまるものではなく、積極的な生徒指導を推進しなければならない。

しかし、教育現場では、問題対応に追われることが多く、生徒指導と言えば、事後対応、事後処理というイメージがある。だがそれだけでは、いじめや暴力行為等の減少にはつながりにくく、そのような問題行動等が発生しないための開発的・予防的な生徒指導が今、改めて求められている。

生徒指導は、すべての教育活動に機能する

生徒指導とは、問題行動等への指導や校則遵守の指導などに限定されるのではなく、教科指導、保健指導、道徳性の指導など、すべての学校教育活動においてその役割を果たすものである。また、生徒指導の目的は、教職員と生徒との「共感的関係」を基盤に、生徒に「自己存在感」を与え、「自己決定」の場を与え、生徒のやる気を引き出し、自己指導能力の育成を図ることにある。

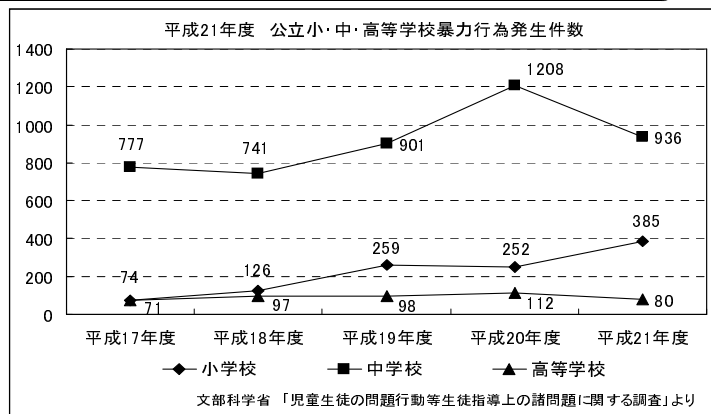
2 生徒指導をめぐる状況

(1) 奈良県の状況

小・中・高校生1,000人当たりの暴力行為発生件数は、9.2件、全国ワースト3位

文部科学省「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、奈良県の暴力行為の発生件数は全国の平均を大きく上回っている。

具体的には、平成21年度奈良県の暴力行為発生件数は1,401件で、1,000人当たりの発生件数は9.2件となり、全国平均の4.3件を大きく上回った。



公立学校の校種別では、小学校で385件（前年比133件増）、中学校で936件（前年比272件減）、高等学校で80件（前年比32件減）であった。

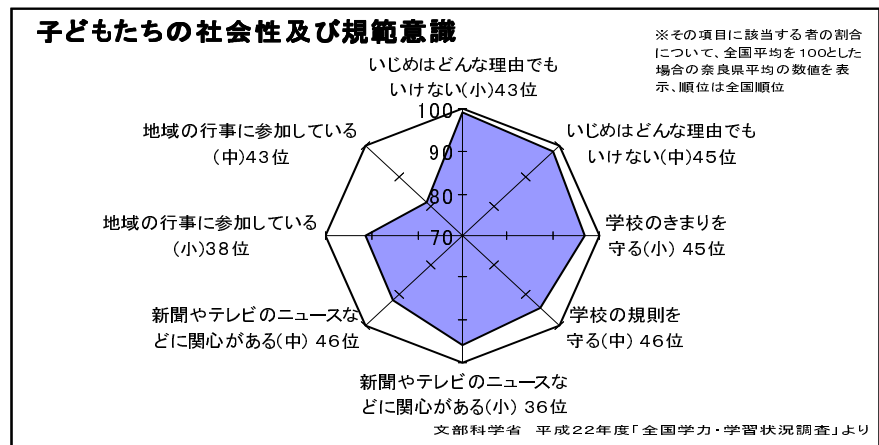
暴力行為中、器物損壊が30%以上

平成21年度奈良県の公立小・中・高等学校における暴力行為発生件数1,401件の内、態様別では、対教師暴力200件（前年比34件増）、生徒間暴力746件（前年比50件増）、器物損壊421件（前年比254件減）、対人暴力34件（前年比1件減）であった。

小学校での暴力行為は、平成17年度までは、70件前後であったものが、5倍以上に増加している。

「学校のきまり（規則）を守る」生徒の割合は、中学校で全国46位

「全国学力・学習状況調査」においても、規範意識や社会性に関する質問に肯定的に答えた児童生徒の割合は、全国と比較すると下位である。



(2) 近年の法改正等

① 平成13年7月「学校教育法」の一部改正

体験学習の充実

- ・完全学校週5日制の実施とも連動して、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む観点から、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実が明記された。

② 平成19年6月「少年法」等の一部改正

14歳からおおむね12歳に

【改正の要点】

- 1 触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年）の事件について、警察官による調査権限が明確化された。触法少年の場合は、法律上の根拠が明確でないまま警察官による任意の調査が行われていたが、非行事実の確認に支障が生じることがあるという理由等から改正に至ったものである。
- 2 14歳未満の少年でも、家庭裁判所が特に必要と認める場合に限り、おおむね12歳以上であれば、少年院に送致できることとなった。

- 3 保護観察中の少年が遵守事項を守らず、保護観察を続けても本人の改善・更正が見込めない場合、家庭裁判所の決定で少年を児童自立支援施設や少年院へ送致することが可能になった。
- 4 殺人など一定の重大事件について、少年鑑別所に身柄を拘束されている少年に対して、国選付添人（弁護士）を付けることが可能になった。

児童生徒の問題行動の内容、年齢によっては家庭裁判所における審判や、成人と同様の地方裁判所による刑事裁判の対象となる場合がある。少年法は、刑法、刑事訴訟法の特別法として、罪を犯した14歳以上20歳未満の者を犯罪少年、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした者を触法少年、一定の事由があつて将来犯罪又は触法行為を行うおそれのある20歳未満の者をぐ犯少年と規定し、刑法上の犯罪でない行為についても、要保護性の観点から一定の処分等を可能とする法律であり、少年に対する福祉的配慮をも加味した法律と解されている。そして、同法によれば、14歳以上の場合には原則として家庭裁判所に送致され、審判の結果保護処分となった場合には、少年院送致、保護観察処分、児童自立支援施設・児童養護施設送致がなされることがある。また、14歳未満の児童生徒に対しては児童相談所に通告されるが、ケースによっては家庭裁判所送致とされる。なお、今回の少年法等の一部改正により、少年院送致の年齢の下限が14歳であったものが「おおむね12歳」に引き下げられた。

③ 児童虐待防止

疑いがあれば通告

- ・平成12年11月「児童虐待の防止等に関する法律」の施行
学校及び教職員等に対して早期発見努力義務及び早期通告義務などが課されることとなった。
- ・平成16年10月「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行
保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為や児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等も児童虐待に含まれるという児童虐待の定義の見直し、児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とする児童虐待に係る通告義務の拡大などの改正が行われた。

（「教職員のための児童虐待対応の手引」平成20年12月 奈良県教育委員会編 参照）

3 生徒理解と様々な配慮

(1) 生徒理解

生徒理解が生徒指導の基盤

あらゆる学校教育においてその実践が成果を上げるためには、生徒理解が大切である。特に、生徒指導においては、生徒理解そのものが指導の成否を左右するといっても過言ではなく、眼前の状況のみにとらわれず、生徒の生育歴や家庭環境など、背景となる客観的事実を多角的・多面的に知ることが必要である。

(2) 生徒の発達段階への配慮

生徒指導においては、場面に応じて、全体に対する発達段階を踏まえた生徒指導と、個々の生徒の発達段階に応じた生徒指導の二面性があることに注意する必要がある。

生徒の発達段階に応じた指導

生徒の発達段階を超えた指導や低すぎる指導では十分な教育成果は望めず、発達段階を踏まえた指導が必要である。

発達段階には個人差がある

個々の生徒の発達段階には個人差があり、同年齢の生徒であっても差がある。他の生徒より劣って見えていても、それは、発達の過程である能力の発現が遅れているだけの場合もあり、他の生徒に合わせるような指導を行うと、自信を喪失させたり、ストレスを与えたりすることになる場合もある。生徒指導においては、教育相談を通じて、個々の生徒の発達段階に合わせた指導が必要となる。

(3) 個別の配慮が必要な生徒

「生徒の抱える課題・背景への理解」など

生徒の中には、個別の事情を抱え、何らかの理由により集団になじみにくい生徒、又はなじみたくてもなじめないような特別な背景を抱えた生徒がおり、特別な配慮が必要である。特に、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症等の障害がある生徒、犯罪被害を受けた生徒、虐待を受けた生徒などが考えられる。

抱え込まずに関係機関等との連携

これらの生徒に対して、教育上の指導だけで課題解決が困難なときは、福祉・医療・警察等の関係機関との連携が必要となる場合がある。教職員は、通常の指導が効果を示さない生徒がいる場合には、そうした状況を学校だけで抱え込まず、関係機関の協力を得て、速やかにアセスメント（見極め）を行い、それとともに対策を検討する必要がある。重要なことは、これらの生徒に早く気づき、校内で対応を検討するとともに、様々な視点から指導を試みることである。

(4) 人権への配慮

生徒指導と人権教育は多くの点で一致

生徒指導において人権尊重の視点に立った指導は重要であり、HR活動での集団指導やその他の個別指導での人権を尊重した生徒指導は、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成する人権教育として位置づけることができ、生徒指導と人権教育は、実際の指導場面においては多くの点で一致する。

このように、人権感覚を育成することを通じて、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止に努めることが重要である。また、生徒の暴力行為、いじめ、不登校などの生徒指導上の諸問題の解決に当たっては、人権侵害行為が存在することや人権相互間の調整を必要とする問題である可能性を念頭におき、人権教育を基盤として指導を行うことが大切である。

人権を尊重するという観点から毅然とした指導を

いじめや暴力をはじめ他の生徒や教職員を傷つけるような事象が起きた時には、他の人の人権を尊重する観点から、これらの行為を看過することなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行うように努めることが大切である。

4 生徒指導体制の充実と強化

問題行動等の未然防止や早期解決のための体制づくり

問題行動等の未然防止や早期解決に向けて、各学校においては、生徒指導体制を充実・強化させた取組が重要である。

生徒指導体制とは、校内分掌の組織、HR担任や学年集団の連携、学校全体の協力体制、組織内のリーダーシップやマネジメントの状況、教職員の役割分担とモラル（意欲や道義心）、保護者やPTAとの関係性、さらには関係機関等との連携など、学校の生徒指導の全体的な仕組みや機能を表す。また、生徒指導部（係）に属する教職員やHR担任の果たす役割は重要だが、それを支える学校全体の教職員の一致協力した取組も不可欠である。

5 教職員の専門性

教職員個々の力量や経験、個性だけでなく、専門性と協働性の発揮

これまで、生徒指導は、ややもすると教職員個々の力量や経験、個性に依存してきた面もあった。しかし、現在の生徒指導では、そうした指導・援助では対応しきれない面が多くなっており、すべての教職員の専門性の向上と協働性の発揮が一層求められている。

例えば、生徒の問題行動等に対しては、多面的な生徒理解のためのアセスメント（見極め）の実施、サポートチームによる問題解決のための個別の指導計画作成などが重要である。生徒の多様な問題に対応できる機能的かつ機動的な生徒指導体制を構築する上で、不断の研修を通して教育の専門家としての幅広い知識とスキルの習得や、それらを活用できる力を培うことが大切である。

6 家庭・地域との連携、情報提供

開かれた学校であること

まず、学校は自らをできるだけ開かれたものとし、生徒の保護者だけでなく地域の人々に、学校の教育目標や教育活動の現状について率直に語るとともに、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分に聴くなどの努力を払う必要がある。

また、学校が教育活動を展開するにあたっては、地域の人々を講師として招いたり、地域の人々や保護者に学校ボランティアとして協力してもらったりするなど、地域の教育力を生かすとともに、家庭や地域社会の支援を積極的に受けるべきである。

学校・家庭・地域社会が相互に連携を

学校・家庭・地域社会の連携をすすめる中で、学校が本来の役割をより有効に果たすとともに、教育のバランスをよくしていくことは極めて大切なことであり、こうした観点から、学校が今行っている教育活動についても見直しを行い、改めるべき点は改めることが大切である。

家庭は、生徒が人格を形成する過程でものの感じ方、考え方など生徒に大きな教育的影響を与える。家庭は教育の場として、本来の教育的な意義・役割を十分に認識しておく必要があり、学校は、家庭との協力関係を築くため、それぞれの生徒の家庭に対しての理解が必要である。

また、地域社会の役割として、青少年の健全な発達にふさわしい社会環境を整え、好ましくない影響を防ぐ活動などが求められる。生徒の健全育成の場となり、学校が活用できる教育資源としての側面もある。

7 生徒指導の対応に関する基準の明確化(見直し)と周知

学校の主要課題や生徒の実情に応じた指導基準を明確に

学校においては、管理職を中心として、「どのような生徒を育てるのか」という教育目標に基づいて、学校の主要課題や生徒の実情に応じた指導基準を明確にし、すべての教職員の合意形成を図る必要がある。基準を統一することで、教職員間の指導に差が生じることがなくなり、生徒や保護者から学校の指導に対する不公平感を除去することができる。

また、明確な指導方針、そして指導基準や校則等を積極的に外部に公開するとともに、入学後の早い段階で、生徒及び保護者等に周知をしていくことが必要である。学校が規律確立のためのシステムをもっていることを外部にも示すことで学校に対する信頼を得ることができ、また、生徒、保護者には安心感を与えることにもつながるからである。

8 毅然とした指導

最低限度のルールとマナーの遵守

生徒が学校内の集団生活における決められたルールの目的を理解したうえで行動できるように、十分なガイダンスを行うことが必要である。また、生徒の「安全で規律ある学習環境の確保」という点から、「他人に迷惑をかける行為」「授業中の態度」「時間厳守」等、生徒としての最低限のルールとマナーを遵守させるため、毅然とした態度で粘り強い指導をすることが必要である。

バランスのとれた指導

基準に従って指導をすることは当然であるが、なぜ問題行動を起こしたのか、生徒の内面の問題に向き合い、理解しようとする姿勢が失われてはいけい。言い換えると、生徒に対しては、「見守り」や「受容」の姿勢をもちつつ、間違っていることは間違っていると指摘し、そのバランスを重視しながら粘り強く指導することが大切である。そうすることが生徒が自ら規範を守る理由を理解し、規範を内面化していくことにつながる。

教職員が一丸となった『ぶれない指導』

生徒の些細な問題行動についても、教職員が曖昧な態度をとることなく「あたりまえにやるべきこと」を「あたりまえのこと」として、教職員が一丸となって『ぶれない指導』を実施していくことが大切である。

9 生徒への懲戒・体罰に関する考え方

(1) 懲戒・体罰に関する考え方

事実行為としての懲戒

生徒に注意、叱責、居残り、起立、課題、文書指導、別室指導などを行うことは、法的な効果を伴わないので、事実行為としての懲戒と呼ばれている。これらの懲戒を行うにあたっては、当該生徒の発達段階、健康状態、場所や時間的な環境などの諸条件を勘案の上、肉体的な苦痛の有無を判定し、体罰にならないよう留意しなければならない。

体罰に該当しない懲戒

① 体罰について

- 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外へ出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置くなど肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。

- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い生徒を叱って席につかせる。
- ・ 生徒からの教職員に対する暴力行為に対して、教職員が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を生徒に与えた場合であっても体罰には該当しない。また、他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

② 生徒を教室外に退去させる等の措置について

- ・ 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、懲戒の手段としては許されない。
- ・ 授業中、生徒を教室に入れない、又は教室から退去させることは、その生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段として差し支えない。
- ・ 生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の生徒の学習を妨げるような場合には、教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- ・ 携帯電話を生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

教職員の言動

生徒に対して、注意・叱責等の指導を行うに当たっては、生徒の人権を侵害することのないよう配慮しなければならない。

例えば、生徒への指導において、感情的な言葉が混じることもあり、そのことで生徒に対する思いが伝わり、教育的効果が期待できることもあるが、生徒は、教職員が不用意に発した言葉のために深く傷つくことも少なくない。

教職員は、どのような生徒に対しても、常に人権に配慮すべきであり、自らの人権意識を高めるように努めるべきである。

(2) 生徒への懲戒の適切な運用について

法定懲戒

学校教育法第11条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。」と規定している。また、学校教育法施行規則第26条第2項では、懲戒のうち、退学、

停学及び訓告の処分は、校長が行う、第3項では、退学は、公立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができると定められている。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

懲戒を行うに当たっては、その基準についてあらかじめ明確化し、生徒や保護者に周知し、家庭等の理解を得るように努めることが重要である。

なお、退学については、生徒の意に反して在学関係を終了させ、その身分を奪うものであり、いわば最後の手段であることを十分に認識し、より慎重に対応することが必要である。問題行動の内容、関与の程度、結果の重大性、反省状況、これまでの指導経過、改善の可能性等を十分に検討することが重要である。

生徒指導内規

法定懲戒や特別指導を行うに当たっては、指導に一貫性をもたせるため、生徒指導上の対応に関する基準やきまり等について、あらかじめ明確化し、教職員間の共通理解はもちろん、生徒や保護者に周知し、理解と協力を得るよう努めることが大切である。

また、指導に関する基準等の適用や具体的指導については、教職員間の共通理解を図り、その運用の状況や効果について絶えず点検・評価を行い、社会通念上の妥当性の確保に努める必要がある。

特別指導

生徒指導において、問題行動を起こした生徒が、自らの行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにはどのようにすればよいかを考え、それを実行するよう指導することが大切である。しかし、通常の教育活動の中では、十分に指導の効果が期待できないと考えられる場合には、日々の教育活動とは異なる特別指導を実施することがある。

特別指導としては、家庭における反省指導、学校における反省指導などがあるが、生徒の家庭状況などを十分に考慮して行う必要がある。

また、特別指導は法定懲戒とは異なること、生徒に対する教育的な指導であることを保護者及び本人に十分理解させ、家庭の協力のもとに実施する必要がある。

指導するに当たっては、生徒や保護者に特別指導を実施するに至った事実関係と指導の内容を十分に説明するとともに、生徒や保護者に反論や弁明の機会を与えるなど、特別指導を行うまでの手続きを適切にすることが必要である。

① 特別指導の方針を生徒・保護者に説明する

- ・特別指導の方針(手順、方法、期間等)を具体的に生徒・保護者に説明する。
- ・生徒が展望をもてるよう、特別指導の期間中の反省課題や達成目標を具体的に示し、生徒に理解させる。

- ・特別指導の期間中に、反省が深まらない生徒には、保護者と連携して阻害要因を探り、指導計画の見直しなど、粘り強い指導が必要である。

② 特別指導期間中の学力補充

- ・学校や生徒の実態に応じて、指導期間中の学習計画を立てることが必要である。また、学習計画の在り方によっては、特別指導期間中の出欠席の扱いや欠課時数の扱いについても十分検討する。
- ・生徒には、教科の学習課題等を与え、通常の学習活動にスムーズに戻すための学力補充を図る。

③ 「自宅謹慎」や「自宅待機」などの指導についても、方針を明確に

- ・「自宅謹慎」や「自宅待機」などの指導についても、教育的見地からより適切な指導が行われるよう、指導の方針をできるだけ明確にすることが求められる。
- ・保護者の理解を得た上で実施し、保護者と十分に連携した積極的な対応が必要である。

④ 「自主退学」について

- ・「自主退学」は、生徒及び保護者が自らの意志によって提出した「退学願」を受けて、校長が許可するものであることを十分に認識し、慎重に対応することが必要である。

参考資料

- 「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書 - 規範意識の醸成を目指して -
平成18年 5月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- 「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」 - 小学校・中学校・高等学校の実践事例22から学ぶ -
平成20年 3月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- 「生徒指導提要」
平成22年 3月 文部科学省